

認定第6号

平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月28日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算報告書

地方自治法第233条第5項の規定により、平成29年度における南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書（別紙）を次のとおり報告する。

平成30年9月28日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要

平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が19,758千円で前年度より1,135千円(△5.4%)の減、歳出総額が19,281千円で1,023千円(△5.0%)の減となり、歳入歳出差引額は477千円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、諸収入が127千円で前年度より24千円(23.3%)の増、繰入金が15,072千円で877千円(△5.5%)の減、使用料及び手数料が3,969千円で158千円(△3.8%)の減、繰越金が590千円で124千円(△17.4%)の減となっております。

歳出の主な内容は、農業集落排水事業費が13,675千円で前年度より1,022千円(△7.0%)の減となっております。

歳入減の主な理由は、諸収入の増はあるものの、歳出に伴う繰入金の減、使用水量の減による使用料の減によるものです。歳出減の主な理由は、污水处理施設の修繕工事の減によるものです。

以上で、平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。

別紙 1

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算状況

1. 歳入

単位：千円 %

款 別	平成 29 年度		平成 28 年度		前年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
分担金及び負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
使用料及び手数料	3,969	20.1	4,127	19.8	△ 158	△ 3.8
県支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
繰入金	15,072	76.3	15,949	76.3	△ 877	△ 5.5
繰越金	590	3.0	714	3.4	△ 124	△ 17.4
諸収入	127	0.6	103	0.5	24	23.3
町債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	19,758	100.0	20,893	100.0	△ 1,135	△ 5.4

2. 歳出

単位：千円

款 別	平成 29 年度		平成 28 年度		前年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
農業集落排水事業費	13,675	70.9	14,697	72.4	△ 1,022	△ 7.0
公債費	5,606	29.1	5,607	27.6	△ 1	△ 0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	19,281	100.0	20,304	100.0	△ 1,023	△ 5.0

3. 農業集落排水使用料収入未済額

単位：千円

年 度	(月件数)	金 額
平成 22 年 度	0	0
平成 23 年 度	0	0
平成 24 年 度	0	0
平成 25 年 度	0	0
平成 26 年 度	0	0
平成 27 年 度	0	0
平成 28 年 度	1	1
平成 29 年 度	9	13
合 計	10	14